

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会
新開発食品調査部会 遺伝子組換え食品等調査会
2020年10月9日

「ゲノム編集技術応用食品の後代交配種等の取扱い整理」についての意見

一般社団法人 全国消費者団体連絡会
浦郷 由季

1. 届出の対象となるゲノム編集技術応用食品の定義について

- 前回の調査会のヒアリングにおいて、原則として届出されたゲノム編集作物が市場に流通するのではないということが分かりました。資料2のゲノム編集作物の市場流通までの一般的な流れは、それを前提に示された図になっています。
- しかし、この届出制度は、情報・データの蓄積が社会的に重要であること、新たな育種技術に対する消費者等への不安への配慮が必要であることから求められている届出なので、市場流通品がゲノム編集技術応用食品として届けられないと意味がないと考えます。
- 届出対象のゲノム編集作物が市場に流通しないとなると、届出項目にある上市年月は何を意味するのでしょうか？後代交配のために種苗会社の市場にゲノム編集作物あるいはその種を出した時なののでしょうか？届出の意味合いからは、消費者が手に取ることができる市場に出された時を上市年月と考えるのが当然であり、それを前提として届出に上市年月の項目があると考えます。
- 従って青粋の市場流通品をゲノム編集技術応用食品として届出対象とすべきです。開発業者は市場流通する商品となるまで責任をもって関わり、届け出るべきだと思います。

2. 後代交配種の取扱いについて

- 届出される作物は、外来遺伝子を含まないことを確認しており、安全性では従来育種と同等であるということは理解しています。しかし、ゲノム編集技術は新たな技術で未知の部分も多々あることから情報の蓄積のため、また消費者等の不安への配慮という観点から、実際の市場流通品を届出対象とすべきと考えます。

○また後代交配種について、資料 4 では、届出不要としています。後代交配種は従来育種で行われると考えられ、安全性に懸念はないことは理解します。しかし、食品の安全性の問題ではなく、情報の蓄積、また消費者の選択の権利、知る権利という点から表示につながる仕組みとすることを考えると、後代交配種についても届出を求めるべきと考えます。すべての項目でなくとも、どこまでの項目の届出を求めればよいかは、専門家の方々に検討をお願いしたいと思います。

○資料 4 の最後に、後代交配種に係る食品表示については当該法の範疇とは別に整理されるべきと書かれています。確かに、食品衛生法の範疇ではないかもしれませんが、表示をするためにはその根拠がなければできません。後代交配種であってもゲノム編集作物由来の作物ということが把握できれば表示につながります。届出を不要とするのであれば、由来を把握するための仕組みを開発業者、種苗会社、行政、有識者の方々に考えていただきたいと思います。もし、そのような仕組みが難しいのであれば、なぜ難しいのか、消費者が納得できるような説明を望みます。

○厚生労働省においては消費者の選択の権利、知る権利のための仕組み作りの必要性については十分承知していることと思います。これに関しては省庁の縦割りの枠を超えて、厚労省、農水省、消費者庁で協力して、関係者とともに消費者の権利が守られる情報提供の仕組みを作ることを求めます。

○また、仕組み作りと同時に、ゲノム編集技術に関して消費者の不安が解消されるような情報提供やリスクコミュニケーションにも積極的に取り組むことを求めます。

以上